

平成 23 年度 後期高齢者医療保険料（仮徴収額）決定通知書を送付します

保険料の徴収は、大きく分けて**特別徴収（年金からの差引き）**と**普通徴収（納付書又は口座振替）**があります。今回、仮徴収をする人は、**特別徴収**により保険料を納めていただく人です。

対象者には、仮徴収の通知を4月中旬までに郵送します。

【仮徴収とは】

平成 23 年度の保険料が確定するまでの間、前年度保険料を基に仮の金額で保険料を徴収することです。仮徴収は4月、6月、8月の3回、対象となる年金（老齢・退職年金、障害年金、遺族年金）から保険料を徴収することで行います。

【仮徴収保険料の額】

- これまで特別徴収で納付していた人は、本年2月の徴収額と同額を4月、6月、8月の年金から徴収します。
- これまで普通徴収（納付書又は口座振替）で納付していた人は、平成 22 年度の保険料額をもとに1年間の保険料を計算し、その半額を4月、6月、8月の年金から徴収します。



【対象者】

- 現在、後期高齢者医療保険料を特別徴収により納付している人
 - 平成 22 年4月2日～10月1日の間に後期高齢者医療保険に加入または転入した人
 - 平成 22 年4月2日～10月1日の間に年金種別などが変更になった人
- ※ただし、(1)～(3)に該当していても、下の①～④に該当する人は対象になりません
- 特別徴収の対象とならない年金（老齢福祉年金、恩給など）のみを受けている人
 - 対象となる年金が年額 18 万円未満である人
 - 同一の月に徴収される介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額がその月に支払われる対象年金の 1/2 以上になる人
 - 特別徴収対象者であるが納付方法変更申出書により普通徴収（口座振替）に変更している人

※上記の対象者であっても保険料の変更や年金保険者の都合により特別徴収にならない場合もあります。

※加入時期により、6月、8月から特別徴収になる場合があります。対象者には開始前に通知します。

◆平成 23 年度の確定した保険料の通知は、7月に送付します。

平成 22 年中の所得（収入）額および世帯状況（平成 23 年4月1日時点）により算定します。

【保険料の納期】

特別徴収の場合（年金からの差引き）

1 期	…	2 期	…	3 期	…	4 期	…	5 期	…	6 期	…
4 月	…	6 月	…	8 月	…	10 月	…	12 月	…	2 月	…
仮 徴 収						本 徴 収					

普通徴収の場合（納付書又は口座振替）

…	…	…	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
確 定 賦 課											

◆特別徴収から普通徴収（口座振替）への変更について

申出により特別徴収から普通徴収（口座振替）へ変更することができます。ただし、これまでの保険料納付状況などから、変更を認められない場合があります。

◆申告が必要です

後期高齢者医療においては、本人及び同じ世帯の人で、収入のない場合や障害年金・遺族年金受給者の場合も申告が必要です。申告がないと、低所得世帯であっても、保険料が軽減されなかったり、食事代の減免や高額療養費の限度額で本来の区分の適用ができないといった不利益が生じる場合があります。

問合せ 国保ねんきん課 後期高齢者医療係 ☎ 33-4490 または各支所市民福祉課（鏡支所は健康福祉課）